

国民健康保険に関する事務 全項目評価書（素案）
標準仕様準拠システムへの移行等に伴う主な変更内容

1 標準仕様書準拠システムへの移行に伴う連携システム及び事務の流れについて追記
（評価書 P.17～30）

令和7年1月から稼働予定の標準仕様書準拠システムへの移行後の連携システム及び事務の流れについて追記しました。なお、国民健康保険では、現行の国保標準システムを標準仕様書に適合するよう改修し、標準化基本方針に定めるガバメントクラウドを使用します。

2 ガバメントクラウドにおける特定個人情報の保管場所・消去方法について追記
（評価書 P.55、80、106、117）

(1) 保管場所

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されます。

(2) 消去方法

特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されます。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはありません。また、HDDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ガイドラインや国際規格（NIST 800-88、ISO/IEC 27001等）にしたがって確実にデータを消去します。

3 ガバメントクラウドにおける特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書 P.161、162）

(1) 物理的な対策の内容

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っています。また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしています。

(2) 技術的な対策の内容

国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じています。クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃（DDoS）対策を24時間365日講じ、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行います。また、ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成します。

4 国保情報集約システムのクラウド移行に伴うシステムの保守委託等について追記

(評価書 P. 64、65、90、91)

国保情報集約システムは、国の委託により、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」といいます。）が開発し、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」といいます。）に使用許諾されたシステムであるため、移行後の保守委託・システム運用事務を国保連合会に委託し、国保中央会に再委託します。

5 国保情報集約システムのクラウド移行に伴う特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の具体的な制限方法について追記

(評価書 P. 149)

システムのクラウド移行作業時において、データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ ID を発効しますが、当該 ID の権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしています。また、移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該 ID を失効させることを委託先に遵守させることとしています。

6 国保情報集約システムのクラウド移行に伴う再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保について追記

(評価書 P. 152)

システムのクラウド移行作業時において、上記5の対策のほかに、移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとします。

移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すこと、特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしています。

移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしています。